

# 令和8年度 みえ建設体験フェスタ（仮称）運営等業務委託

## 仕様書

### 1 業務名及び適用範囲

令和8年度みえ建設体験フェスタ（仮称）運営等業務委託（以下「本業務」という。）

本仕様書は三重県が業務受注者に委託して実施する本業務に適用する。

### 2 本業務の目的

地域の建設業は、県民の生活に必要な社会資本の整備・維持管理はもとより、災害時の緊急対応など、「地域の守り手」として県民の安全・安心の確保に重要な役割を担っているが、県内の建設業就業者数は過去15年で27%減少していることや就業者数の3割弱が60歳以上となるなど、担い手不足が喫緊の課題となっている。

このようなことから、三重県では「三重県建設産業活性化プラン2024」を策定し、地域の建設業が抱える課題解決について取り組んでおり、担い手確保の取組の一つとして、小中学生やその保護者等への魅力発信を実施することとしている。

本業務では、建設体験フェスタを開催することで、小中学生やその保護者等が建設業を身近なものとして感じ、建設業の魅力や重要性を学ぶ場を提供することを目的とする。

### 3 業務期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

### 4 令和8年度みえ建設体験フェスタ（仮称）の概要（予定）

名称：みえ建設体験フェスタ（仮称）

日時：令和8年11月3日（火）祝日 10:00～16:00（準備：11月2日（月）9:00～17:00 及び当日9:00～10:00、撤収：11月3日（火）22:00まで）

場所：メッセウイングNHW 展示室ABC室及び駐車場（三重県津市北河路町19-1）

対象者：小中学生やその保護者等

来場：5000人想定

主催：三重県

#### 【各種出展ブース】

想定されるブース数：15程度（別紙「会場設営計画図（案）」を参照）

ただし、出展者取りまとめ調整の結果、ブース面積及び内訳を変更する場合がある

- ・屋内（展示室）
  - (1) 関係団体・三重県等ブース (5.4m×3.6m) × 15
  - (2) 未来の建設業（建設DX）ブース
  - (3) コンクリート工作体験ブース
  - (4) 木製工作体験ブース
  - (5) 小型ドローン操作体験ブース
  - (6) 重機運転シミュレーター体験ブース
  - (7) ステージイベントブース
  - (8) フリーブース
  - (9) 飲食ブース
  - (10) その他（パネル展示等）
- ・屋外（駐車場）約 25m×80m
  - (11) パトロール車等展示ブース
  - (12) ミニショベルカー運転体験ブース
  - (13) 重機展示・試乗体験ブース
  - (14) 高所作業車試乗体験ブース
  - (15) その他

#### 4 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとする。

##### (1) 会場の設営及び撤去

- ・以下の点に留意し、会場の設営及び撤去を実施すること。なお、以下の会場の設営及び撤去に係る費用については受注者負担とする。
- ・会場の設営は11月2日（月）に行い、撤去は11月3日（火）22時までを終了すること。
- ・別紙の「会場設営計画図（案）」を参考に会場レイアウトを作成し、提案すること。
- ・会場設営に必要なテント、パーテーション、立看板、ステージ看板、発電機等については発注者及び会場（メッセウイングNHW）の担当者と協議のうえ、受注者で手配するものとする。
- ・コンセントボックスを増設する必要がある場合は、撤去も含め、受注者で実施するものとする。（現状6箇所：別途参照）
- ・屋内で実施するコンクリート工作体験及び木工工作体験の材料（キット等）、小型ドローンや重機運転シミュレーターの機器等は発注者と協議のうえ、受注者で手配するものとする。（契約・回送含む）
- ・なお、コンクリート工作体験及び木工工作体験の材料（キット等）は、1回あたり約15組を想定し、イベント1日を通して提供できる分を受注者で用意す



#### 【受注者運営ブース】

- 重機シミュレーター体験ブース
- ステージイベントブース
- フリーブース
- 飲食ブース

- ・ステージイベントについては、司会者及び進行責任者を配置し、ステージイベントの運営を行うこと。
- ・イベント開催中は屋内、屋外共に、安全に運営できる体制とし、会場内に看護師を配置し、来場者の怪我等に対応できる体制をとること。
- ・特に屋外で実施する体験については大人用と子供用のヘルメットを用意し、高所作業車体験については大人用と子供用ヘルメットに加え、安全帯も用意すること。数量については発注者と協議し、受注者で手配すること。
- ・イベント開催にあたっての必要な保険への加入、保健所や消防等の行政機関への必要な事務手続き及び措置をとること。
- ・展示室に配置するキッチンカーを手配すること。(想定7台)
- ・駐車場には来客を誘導するための交通誘導員を手配すること。交通誘導員の人数等は発注者と協議し決定するものとする。(2名以上)

#### (3) ステージイベントの企画提案

- ・ステージイベントに係る費用については受注者負担とする。
- ・以下のステージイベントスケジュールを参考に、「※」の部分について、小中学生が盛り上がる、楽しめるステージイベントを企画すること。なお、各プログラムの時間配分や順番は変更可能とする。
- ・出演者の送迎など、ステージイベントに係る調整等については、受注者が実施するものとする。
- ・菓子・餅まきの菓子や餅等については、発注者と協議のうえ、受注者で手配するものとする。
- ・ステージイベント実施のために必要なステージについては、受注者が手配するものとする。ただし、ステージイベントの内容により、会場の備品（演壇（組立式））を使用することとした場合は変更契約の対象とする。

#### 【ステージイベントスケジュール（案）】

各ステージ 30分 準備・片付け 30分を想定

10:00～ イベント開会挨拶

10:10～ 菓子・餅まき

※11:00～ （例）キャラクターショー or キャラクター写真撮影会

- ※12:00～ (例) ○○高校ダンス部によるパフォーマンス
- ※13:00～ (例) ○○高校吹奏楽部によるブラスバンド演奏
- ※14:00～ (例) キャラクターショー or キャラクター写真撮影会
- 15:00～ 菓子・餅まき
- 16:00～ イベント閉会挨拶

#### (4) フリーブースの企画提案

- ・来場する小中学生やその保護者等が楽しめるイベントを企画すること。なお、フリーブースのイベントに係る費用については受注者負担とする。

#### (5) ミニショベルカー運転体験

- ・ミニショベルカーを実際に運転し、小中学生が楽しめる内容を企画すること。なお、ミニショベルカー運転体験のイベントに係る費用については受注者負担とする。

(例) ボールプールの中のボールをすくい上げて他の場所に移すなど

#### (6) さまざまな広報媒体を活用したイベントの広報(チラシ+1媒体以上)

- ・イベントのチラシを約 50,000 部、ポスターを約 200 部作成し、別添チラシ分納案の場所へ分納すること。納品期日は発注者と協議して決めること。
- ・テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、フリーペーパー、集客が見込まれるイベントでの周知など、さまざまな媒体を活用した広報を子どもや保護者に対して情報が届くように留意しつつ、チラシに加えて1媒体以上実施する。
- ・広報に係る費用については受注者負担とする。

##### 【チラシの仕様】

- ① サイズ：A4 判 縦型 2 ページ (両面印刷)
- ② デザイン：発注者と協議のうえ決定すること
- ③ 用紙：フルカラー印刷、マットコート 90kg (発注者と協議のうえ変更可能)

##### 【ポスターの仕様】

- ① サイズ：A2 判 縦型
- ② デザイン：発注者と協議のうえ決定すること
- ③ 用紙：フルカラー印刷、マットコート 135kg (発注者と協議のうえ変更可能)

## **(7) 成果品等の提出**

イベント終了後、履行期限までに事業実績にかかる業務完了報告書1部及び業務で作成した電子データ等を提出すること。

本契約に基づく成果品（イベント運営マニュアル等）の所有権は、発注者への成果品の引き渡し完了したときに、発注者に移転するものとする。

また、成果品の著作権は、成果品の引渡し完了と同時に発注者に譲渡されるものとする。

ただし、チラシ及びポスターの原稿データについては、分納時に発注者に著作権が譲渡されるものとする。

### **【成果品】**

- (1) 提出期限 令和9年1月29日（金）
- (2) 提出先 三重県 県土整備部 公共事業運営課

## **5 監督及び検査**

契約条項の定めるところによる。

## **6 契約不適合責任**

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受注者の責任において補修等を行うものとする。

## **7 その他**

### **(1) 業務実施の条件**

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を発注者と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。本業務の進捗及び事業費執行の状況について、発注者から求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

### **(2) 業務遂行**

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は発注者と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに発注者と協議の上、対処するものとする。

### **(3) 再委託**

再委託を行う場合は、事前に発注者の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて発注者が直接に指示

監督する場合がある。

#### (4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、PowerPoint・Word・Excel形式など、発注者において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

#### (5) 遵守すべき法令等

- ア 受注者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
- イ 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び別記1「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

#### (6) 著作権

- ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受注者に帰属するものとするが、発注者が本業務及び本業務終了後に無償で使用及び翻訳する権利を有するものとする。
- イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち発注者又は受注者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって発注者に譲渡されるものとする。
- ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受注者以外の第三者に帰属している場合は、受注者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、発注者に譲渡するものとする。
- エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受注者に留保されている著作物については、発注者が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において発注者及び発注者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受注者は、発注者が成果品を利用するために必要な範囲において

発注者及び発注者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

カ 発注者は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

キ 受注者は、上記イ又はウに基づき発注者に著作権を譲渡した著作物に関する著作人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

ク 前項の著作人格権の不行使は、発注者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

ケ 本条における著作権の譲渡、著作人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

コ 受注者が営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により発注者に届けるものとし、発注者は業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

サ 発注者に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、発注者が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下、「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして発注者に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下、「紛争」という。）がなされ、発注者から受注者へ処理の要請があった場合、受注者は発注者に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受注者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、発注者は当該第三者との紛争を受注者が処理するために必要な権限を受注者に委任するとともに、必要な協力を受注者に行うものとする。

シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、発注者・受注者協議の上、受注者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

(a) 成果品を侵害のないものに改変すること。

(b) 発注者が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 前 2 項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

#### **（7）その他留意事項**

ア 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

イ 受注者は、業務の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けた場合の措置は別記 2 のとおりとする。

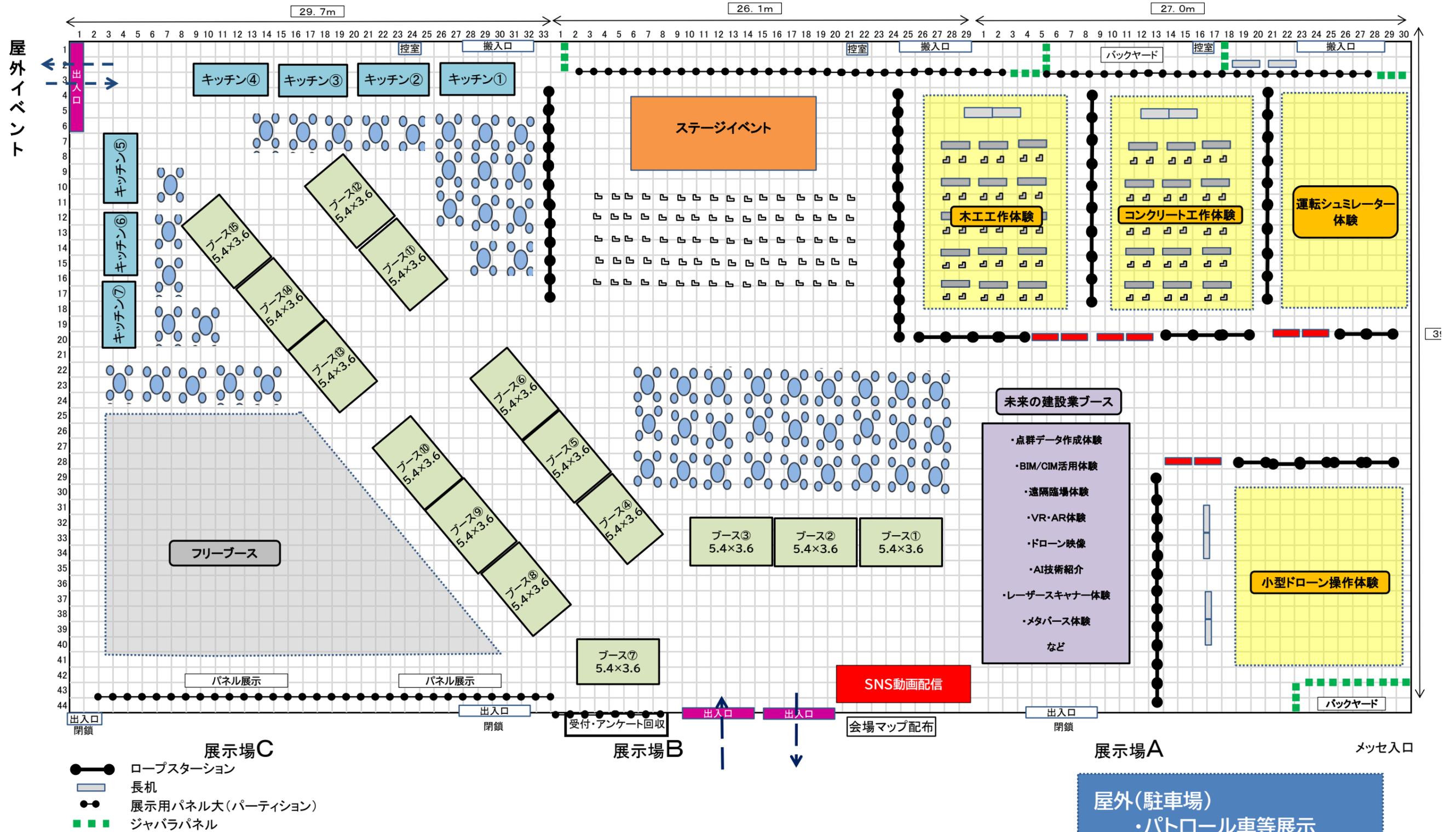
ウ 受注者は、本仕様書に基づく作業により知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用しないこと。個人情報に関する利用等の侵害や漏洩等のないよう十分注意すること。このことは本業務の契約期間終了後においても同様とする。

エ 本業務の実施にあたり、第三者に与えた損害等は、その原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、すべて受注者の負担とし、紛争が生じた場合、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

# みえ建設体験フェスタ（仮称）会場設営図（案）

日時: 令和8年11月3日(火) 祝日  
 会場: メッセウイングNHW 展示場(A・B・C)

3.6×2.7m : 長机1、椅子2脚  
 2.7×2.7m : 長机1、椅子2脚



**屋外(駐車場)**

- ・パトロール車等展示
- ・重機展示・試乗体験
- ・高所作業車試乗体験
- ・ミニショベルカー運転体験

■屋外イベント配置図（案）



メインアリーナ

メッセウイングNHW 展示室

■メッセウイングNHW（メッセウイング・みえ）設備器具一覧表

名称	使用区分	保有台数	区分
音響機器	展示場（全面）	1式	全面
	〃（2/3）	1式	2/3
	〃（1/3）	1式	1/3
はね返りスピーカー	展示場Aホール	2台	1組
ステージスピーカー	〃	2台	1組
展示台照明	〃	8列	1列
展示台（電動式）	〃	1式	1式
展示台（組立式）	展示場	30台	1台
吊バトン	〃	7列	1列
ピンスポット	〃	4台	1台
フォロースポット	〃	2台	1台
机	〃	250台	1台
椅子	〃	2,200脚	1脚
<del>演壇（組立式）</del>	<del>〃</del>	<del>1式</del>	<del>1式</del>
展示用パネル（大）	展示場・ギャラリー	45台	1台
展示用パネル（小）	〃	30台	1台
展示用パネル（ジャバラ）	〃	10台	1台
演台	展示場	1台	1台
司会者台	〃	1台	1台
金屏風	〃	半双2台	半双
展示用スポットライト	ギャラリー	60個	1個
AV機器	大・中研修室、会議室	1式	1式
パソコンプロジェクター	〃	1台	1台
テレビデオ	〃	1台	1台
姿見	商談室	2台	1台
テント		3張	1張
ガーデンテーブル	展示場	15台	1台
ガーデンチェア	〃	60脚	1脚
ギャラリー内展示台	ギャラリー	24台	1式

【別記】 みえ建設フェスタ チラシ分納先(案)

チラシ部数	ポスター部数	郵便番号	住所	あて先	電話番号	備考
18200	70			津市教育委員会 久居教育事務所		学校毎に仕分けること ※津市内の小中学校生徒
13800	40			鈴鹿市教育委員会		学校毎に仕分けること ※鈴鹿市内の小中学校生徒
11200	50			松阪市教育委員会		学校毎に仕分けること ※松阪市内の小中学校生徒
50	1			桑名建設事務所		
50	1			四日市建設事務所		
50	1			鈴鹿建設事務所		
50	1			津建設事務所		
50	1			松阪建設事務所		
50	1			伊勢建設事務所		
50	1			志摩建設事務所		
50	1			伊賀建設事務所		
50	1			尾鷲建設事務所		
50	1			熊野建設事務所		
2500	5			メッセウイング		
2500	5			こどもの城		
1000	2			三重県総合博物館		
100	2			県立図書館		
100	2			サンアリーナ		
100	24			三重県庁		
(合計)						
50000	200					

## 別記 1

### 個人情報の取扱いに関する特記事項

注) 「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。

#### (基本的事項)

第 1 条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

#### (秘密の保持)

第 2 条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (責任体制の整備)

第 3 条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### (責任者等の報告)

第 4 条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

#### (作業場所等の特定)

第 5 条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

#### (保有の制限)

第 6 条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- 一 再委託先
  - 二 再委託する業務の内容
  - 三 再委託の期間
  - 四 再委託先の責任体制等
  - 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
  - 六 その他甲が必要と認める事項
- 4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

様式例 1 (第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項関係)

個人情報保護責任者等報告書		
三重県知事	あて	年 月 日  住所又は所在地 受託者 氏名又は商号 代表者氏名
令和 8 年度みえ建設体験フェスタ (仮称) 運営等業務委託に関する個人情報の責任体制等について、下記のとおり報告します。		
1 責任体制等に関する事項		
個人情報保護責任者	(所属・役職)	(氏名)
作 業 従 事 者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
作業従事者への教育方法	(具体的に記入)	
2 個人情報の管理に関する事項		
作 業 場 所		
保管場所及び保管方法		
移 送 方 法		
3 事故等発生時の連絡体制		
(委託者)	責任者 渡邊 正義 電話 059-224-2915	担当者 坂井 俊太 電話 059-224-2915
(受託者)	作業責任者 電話 000-000-0000	作業従事者 A 電話 000-000-0000
		作業従事者 B 電話 000-000-0000
		作業従事者 C 電話 000-000-0000

## 別記 2

### 「暴力団等の排除に関する特記事項」

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 委託者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が（1）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条第2項の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。